

●香川県告示第511号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
中讃流域下水道（大東川処理区）
縦覧に供する図面表示のとおり
- 2 縦覧場所
香川県土木部都市計画課